

株式会社デジタル・ナレッジ 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、株式会社デジタル・ナレッジと称し、英文では Digital Knowledge Co., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータのソフトウェアの開発と販売
- (2) コンピュータの運用管理
- (3) コンピュータを使用した情報提供
- (4) コンピュータを利用した通信教育
- (5) コンピュータを利用した人材能力評価の支援
- (6) 教材の企画、販売業務
- (7) 広告宣伝の企画、製作の業務
- (8) 有料職業紹介事業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 不動産の売買・交換・賃貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- (11) 学校の運営、管理及び経営（学習塾、日本語学校、その他語学学校、パソコン教室等）
- (12) 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都台東区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第 5 条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4,800,000株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 (単元未満株式の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎年11月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、

必要がある場合に隨時、これを招集する。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第15条 (株主総会の決議)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第17条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、7名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

取締役の選任は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を定める。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第24条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

第25条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第28条 (取締役の責任免除及び責任限定契約)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結す

ることができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第29条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条 (監査役の選任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第32条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第33条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第35条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第37条 (監査役の責任免除及び責任限定契約)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、

取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

第38条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第39条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

付 則

2000年	1月	1日	制定
2001年	4月	11日	改定
2001年	5月	2日	改定
2003年	1月	10日	改定
2003年	2月	28日	改定
2003年	3月	7日	改定
2006年	2月	27日	改定
2006年	6月	22日	改定
2010年	2月	23日	改定
2011年	6月	1日	改定
2016年	3月	18日	改定
2019年	6月	27日	改定
2019年	10月	17日	改定
2024年	5月	21日	改定
2025年	5月	1日	改定
2025年	9月	8日	改定

付則2 (電子提供措置等の効力発生日)

2025年9月8日開催の臨時株主総会の決議による第17条(電子提供措置等)の新設は、当会社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行する会社となった日から効力を生ずるものとし、当該効力発生日経過をもって、付則2を削除する。